

平成 30 年 1 月 4 日

お客様各位

佐賀信用金庫

【個人番号の利用目的】の変更(追加)について

(平成 30 年 1 月より取扱開始)

平成 28 年 1 月より取扱いが開始されたマイナンバー制度につきまして、平成 30 年 1 月からの法改正により、お客様の預金口座にマイナンバーが付番(紐付け)されることになりました。

ペイオフや災害発生時のスムーズな預金の払い戻しや、社会保障制度における公平・公正な税負担の実現が預金口座付番の目的です。

つきましては、当金庫の個人番号の利用目的に「預金口座付番に関する事務」を変更(追加)致しましたのでご連絡いたします。

【個人番号の利用目的】

- ①出資配当金の支払いに関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦預金口座付番に関する事務のため

※下線部が変更(追加)した箇所です。